

阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 阪神西部（武庫川流域圏）地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

また、協議会は水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」として設置するものである。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進計画等について協議すること。
- (2) 阪神西部（武庫川流域圏）地域における総合治水の推進に関すること。

（協議会の対象とする計画地域）

第3条 協議会は、別表第1に掲げる計画地域を対象とする。

（協議会委員）

第4条 協議会に、別表第2に掲げる委員を置く。

- 2 委員の任期は、3年を限度とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。
- 4 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員（国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。）が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

- 2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(ワーキング)

第9条 協議会に、協議会で協議すべき原案等のうち、市域、流域に関する事項等を具体的にかつ専門的に調査検討し、委員を補佐するため、上、中、下流域別にワーキングを設置する。

- 2 各ワーキングに、別表第3から別表第7までに掲げる者（以下「ワーキング構成員」という。）を置く。
- 3 ワーキング構成員は、再任されることができる。
- 4 ワーキング構成員は、他のワーキング構成員を兼ねることができるほか、委員を兼ねることができる。
- 5 各ワーキングに座長を置く。
- 6 地域別ワーキングの座長は、阪神南県民センター西宮土木事務所武庫川対策室長の職にあるワーキング構成員をもって充てる。
- 7 座長及びワーキングの会議については、第4条第3項及び第5条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。
- 8 ワーキング構成員に対しては、第6条及び前条の規定を準用し、謝金及び旅費を支給する。

(事務局)

第10条 協議会及びワーキングの庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所をもって充てる。

3 ただし、ワーキングの事務局は開催地を所管する土木事務所をもって充てる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会及びワーキングの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月2日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月14日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月14日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 3 条第 1 項関係）

計画地域は、以下の水系に属する河川の流域並びに蓬川流域以西の尼崎市、西宮市及び芦屋市のうち、海域へ直接放流される地域とする。

計画地域に属する河川(水系)		うち洪水予報河川 (水防法第 11 条)	うち水位周知河川 (水防法第 13 条第 2 項)
種別	水系名		
(二)	蓬川		
(二)	武庫川	武庫川	有馬川
(二)	新川		
(二)	東川		
(二)	洗戒川		
(二)	夙川		夙川
(二)	堀切川		
(二)	宮川		
(二)	芦屋川		芦屋川

別表第2（第4条第1項関係）

（順不同、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	大石 哲	神戸大学工学部教授
気象台	山口 俊一	神戸地方気象台長
兵庫県	谷口 賢行	神戸県民センター長
	岡田 由美子	阪神南県民センター長
	村上 元伸	阪神北県民局長
	福本 豊	丹波県民局長
流域圏市	久元 喜造	神戸市長
	稲村 和美	尼崎市市長
	今村 岳司	西宮市長
	山中 健	芦屋市長
	藤原 保幸	伊丹市長
	中川 智子	宝塚市長
	森 哲男	三田市長
	酒井 隆明	篠山市市長
県 民	山下 政司	神戸市北区道場町連合自治会長
	横田 敏治	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会理事（大庄支部長）
	米原 正純	西宮市東鳴尾町一丁目自治会長
	田中 隆	芦屋市自治会連合会長
	坂上 啓一	北村自治会長
	森田 大和	宝すみれ自治会連絡会事務局長
	中村 雄一	三田市区・自治会連合会 常任理事
	酒井 正一	篠山市初田自治会長
関係団体	前田 憲成	兵庫六甲農業協同組合（JA兵庫六甲）常務理事
	加藤 哲夫	篠山市森林組合代表理事組合長
	井上 俊廣	NPO法人ひょうご地域防災サポート隊理事長

別表第3（第9条第2項関係）

上流域ワーキング（神戸市、三田市、篠山市）

（順不同、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
兵庫県	川崎 正信	阪神北県民局宝塚土木事務所武庫川対策室長
	山口 一哉	神戸県民センター神戸土木事務所所長補佐(企画調整担当)
	立川 伸	神戸県民センター神戸土木事務所河川課長
	川崎 勝之	神戸県民センター県民交流室総務防災課班長（企画防災担当）
	大原 成幸	阪神北県民局宝塚土木事務所所長補佐(企画調整担当)
	吉田 安弘	阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり参事
	澁谷 幾夫	阪神北県民局阪神農林振興事務所副所長
	呉田 利之	阪神北県民局総務企画室長兼人事管理員
	黒坂 公晶	丹波県民局丹波土木事務所所長補佐(企画調整担当)
	黒田 正勝	丹波県民局丹波土木事務所まちづくり参事
	峯 陽治郎	丹波県民局丹波農林振興事務所副所長
	鈴木 景詩	丹波県民局県民交流室総務防災課班長（企画防災担当）
流域圏市	瀬川 典康	神戸市建設局防災部河川課長
	寺岡 宏	神戸市建設局下水道部管路課 浸水対策担当課長
	清水 陽	神戸市危機管理室計画担当課長
	樋口 英治	神戸市北区役所総務課長
	甲斐 努	三田市地域振興部道路河川課長
	石黒 正彦	三田市地域振興部農村整備課長
	大西 哲也	三田市危機管理課長
	白井 勝也	三田市上下水道部下水道課長
	近成 和彦	篠山市まちづくり部地域整備課長
	押田 健一	篠山市農都創造部農都環境課長
	西牧 成通	篠山市市民生活部市民安全課長
県 民	山下 政司	神戸市北区道場町連合自治会長
	中村 雄一	三田市区・自治会連合会 常任理事
	藤野 稔	さんだ防災リーダーの会
	酒井 正一	篠山市初田自治会長

別表第4（第9条第2項関係）

中流域ワーキング（伊丹市・宝塚市）

（順不同、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
兵庫県	川崎 正信	阪神北県民局宝塚土木事務所武庫川対策室長
	大原 成幸	阪神北県民局宝塚土木事務所所長補佐（企画調整担当）
	吉田 安弘	阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり参事
	澁谷 幾夫	阪神北県民局阪神農林振興事務所副所長
	呉田 利之	阪神北県民局総務企画室長兼人事管理員
流域圏市	大前 良	伊丹市上下水道局整備保全室長兼建設課長
	小山 雅之	伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課長
	川阪 義雄	伊丹市総務部危機管理室主幹
	岡田 進	宝塚市都市安全部生活安全室公園河川課長
	伊津 圭一郎	宝塚市都市安全部危機管理室総合防災課長
	三宅 威俊	宝塚市上下水道局施設部下水道課長
	吉長 円	宝塚市都市整備部都市整備室都市計画課長
	青野 和人	宝塚市都市整備部都市整備室開発指導課長
県 民	坂上 啓一	北村自治会長
	森田 大和	宝すみれ自治会連絡会事務局長

別表第5（第9条第2項関係）

下流域ワーキング（尼崎市）

（順不同、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
兵庫県	川崎 正信	阪神南県民センター西宮土木事務所武庫川対策室長
	永井 正志	阪神南県民センター西宮土木事務所所長補佐(企画調整担当)
	吉田 安弘	阪神南県民センター県民交流室まちづくり参事
	北浦 好志	阪神南県民センター尼崎港管理事務所副所長
	大久保 徹雄	阪神南県民センター県民交流室次長
流域圏市	柴田 俊樹	尼崎市都市整備局土木部河港課長
	樋上 喜宏	尼崎市都市整備局都市計画部開発指導課長
	藤 正明	尼崎市都市整備局下水道部計画担当課長
	大石 照男	尼崎市危機管理安全局危機管理安全部災害対策課長
県 民	倉本 敏克	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会理事（小田支部長）

別表第6（第9条第2項関係）

下流域ワーキング（西宮市）

（順不同、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
兵庫県	川崎 正信	阪神南県民センター西宮土木事務所武庫川対策室長
	永井 正志	阪神南県民センター西宮土木事務所所長補佐(企画調整担当)
	吉田 安弘	阪神南県民センター県民交流室まちづくり参事
	北浦 好志	阪神南県民センター尼崎港管理事務所副所長
	大久保 徹雄	阪神南県民センター県民交流室次長
流域圏市	尼子 剛志	西宮市土木局道路公園部水路治水課長
	田中 仁志	西宮市都市局都市計画部都市計画課長
	溝口 勝也	西宮市防災危機管理局防災総括室防災啓発課長
県 民	米原 正純	西宮市東鳴尾町一丁目自治会長
	西川 彰一	西宮市用海地区団体協議会防災会長

別表第7（第9条第2項関係）

下流域ワーキング（芦屋市）

（順不同、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
兵庫県	川崎 正信	阪神南県民センター西宮土木事務所武庫川対策室長
	永井 正志	阪神南県民センター西宮土木事務所所長補佐(企画調整担当)
	吉田 安弘	阪神南県民センター県民交流室まちづくり参事
	北浦 好志	阪神南県民センター尼崎港管理事務所副所長
	大久保 徹雄	阪神南県民センター県民交流室次長
流域圏市	白井 宏和	芦屋市都市建設部都市計画課長
	山下 徳正	芦屋市上下水道部下水道課長
	石濱 晃生	芦屋市都市建設部防災安全課長
県 民	田中 隆	芦屋市自治会連合会長
	秋山 清	芦屋市自主防災連絡協議会長